

# 株式会社アミックスコム 契約約款集 新旧対照表

旧
<p>テレビサービス 第1節 総則</p> <p>第20条（暴力団排除措置による契約の解除） 当社は、申込者または加入者（申込者または加入者が法人である場合は、当該法人の役員等を含む。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したときは、契約期間にかかわらず契約を解除することができるものとします。 (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。） (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。） (3) 申込者または加入者（申込者または加入者が法人である場合は、当該法人の役員等）もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどした者（4）暴力団または暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは間接的に暴力団の維持・運営に協力し、または関与している者 (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者 (6) 下請け契約または資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号までのいずれかに該当することを知らずながら、当該者と契約を締結した者（前項の規定によりこの契約が解除された場合は、当社は加入者へ違約金として最大で利用料金の6ヶ月分を加入者に請求できるものとします。第3項の規定によりこの契約が解除された場合において、加入者は当社にその損失の補償を求めることができないものとします。</p>

⇒

新
<p>テレビサービス 第1節 総則</p> <p>第20条（暴力団等反社会的勢力の排除） 申込者または加入者（申込者または加入者が法人である場合は、当該法人の役員等を含む。以下同じ。）は、次の各号のいずれかに該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。 (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロア又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」といいます。）であること。 (2) 反社会的勢力が、実質的に経営を支配したまたは経営に関与していると認められる関係を有すること。 (3) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、反社会的勢力を不当に利用していると認められる関係を有すること。 (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。 (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。 (6) 自己の親族・子会社等の関連会社およびこれら関連会社の役員等もしくは経営に実質的な影響を及ぼす者が、前各号までのいずれかに該当すること。 (7) 下請け契約または資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前(1)～(5)までのいずれかに該当することを知らずながら、当該者と契約を締結した者であること。 2. 申込者または加入者は、自らまたは第三者を利用して、次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを表明するものとします。 (1) 暴力的な要求行為 (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為 (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて当社または当社の関係者の信用を毀損し、または当社または当社の関係者の業務を妨害する行為 (5) その他前各号に準ずる行為 3. 当社は、加入者が第1項各号及び第2項各号のいずれかに該当した場合、何らの催告を要さずに、契約期間にかかわらず契約を解除することができるものとします。 4. 前項の規定によりこの契約が解除された場合は、当社は加入者へ違約金として最大で利用料金の6ヶ月分を加入者に請求できるものとします。 5. 第3項の規定によりこの契約が解除された場合において、加入者は当社にその損失の補償を求めることができないものとします。</p>

旧
<p>インターネット 第1節 総則</p> <p>第20条（暴力団排除措置による契約の解除） 当社は、申込者または加入者（申込者または加入者が法人である場合は、当該法人の役員等を含む。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したときは、契約期間にかかわらず契約を解除することができるものとします。 (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。） (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。） (3) 申込者または加入者（申込者または加入者が法人である場合は、当該法人の役員等）もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどした者（4）暴力団または暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは間接的に暴力団の維持・運営に協力し、または関与している者 (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者 (6) 下請け契約または資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号までのいずれかに該当することを知らずながら、当該者と契約を締結した者（前項の規定によりこの契約が解除された場合は、当社は加入者へ違約金として最大で利用料金の6ヶ月分を加入者に請求できるものとします。第3項の規定によりこの契約が解除された場合において、加入者は当社にその損失の補償を求めることができないものとします。</p>

⇒

新
<p>インターネット 第1節 総則</p> <p>第20条（暴力団等反社会的勢力の排除） 申込者または加入者（申込者または加入者が法人である場合は、当該法人の役員等を含む。以下同じ。）は、次の各号のいずれかに該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。 (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロア又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」といいます。）であること。 (2) 反社会的勢力が、実質的に経営を支配したまたは経営に関与していると認められる関係を有すること。 (3) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、反社会的勢力を不当に利用していると認められる関係を有すること。 (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。 (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。 (6) 自己の親族・子会社等の関連会社およびこれら関連会社の役員等もしくは経営に実質的な影響を及ぼす者が、前各号までのいずれかに該当すること。 (7) 下請け契約または資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前(1)～(5)までのいずれかに該当することを知らずながら、当該者と契約を締結した者であること。 2. 申込者または加入者は、自らまたは第三者を利用して、次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを表明するものとします。 (1) 暴力的な要求行為 (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為 (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて当社または当社の関係者の信用を毀損し、または当社または当社の関係者の業務を妨害する行為 (5) その他前各号に準ずる行為 3. 当社は、加入者が第1項各号及び第2項各号のいずれかに該当した場合、何らの催告を要さずに、契約期間にかかわらず契約を解除することができるものとします。 4. 前項の規定によりこの契約が解除された場合は、当社は加入者へ違約金として最大で利用料金の6ヶ月分を加入者に請求できるものとします。 5. 第3項の規定によりこの契約が解除された場合において、加入者は当社にその損失の補償を求めることができないものとします。</p>

旧
<p>光IPでんわ 第1節 総則</p> <p>第20条（暴力団排除措置による契約の解除） 当社は、申込者または加入者（申込者または加入者が法人である場合は、当該法人の役員等を含む。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したときは、契約期間にかかわらず契約を解除することができるものとします。 (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。） (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。） (3) 申込者または加入者（申込者または加入者が法人である場合は、当該法人の役員等）もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどした者（4）暴力団または暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは間接的に暴力団の維持・運営に協力し、または関与している者 (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者 (6) 下請け契約または資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号までのいずれかに該当することを知らずながら、当該者と契約を締結した者（前項の規定によりこの契約が解除された場合は、当社は加入者へ違約金として最大で利用料金の6ヶ月分を加入者に請求できるものとします。第3項の規定によりこの契約が解除された場合において、加入者は当社にその損失の補償を求めることができないものとします。</p>

⇒

新
<p>光IPでんわ 第1節 総則</p> <p>第20条（暴力団等反社会的勢力の排除） 申込者または加入者（申込者または加入者が法人である場合は、当該法人の役員等を含む。以下同じ。）は、次の各号のいずれかに該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。 (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロア又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」といいます。）であること。 (2) 反社会的勢力が、実質的に経営を支配したまたは経営に関与していると認められる関係を有すること。 (3) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、反社会的勢力を不当に利用していると認められる関係を有すること。 (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。 (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。 (6) 自己の親族・子会社等の関連会社およびこれら関連会社の役員等もしくは経営に実質的な影響を及ぼす者が、前各号までのいずれかに該当すること。 (7) 下請け契約または資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前(1)～(5)までのいずれかに該当することを知らずながら、当該者と契約を締結した者であること。 2. 申込者または加入者は、自らまたは第三者を利用して、次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを表明するものとします。 (1) 暴力的な要求行為 (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為 (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて当社または当社の関係者の信用を毀損し、または当社または当社の関係者の業務を妨害する行為 (5) その他前各号に準ずる行為 3. 当社は、加入者が第1項各号及び第2項各号のいずれかに該当した場合、何らの催告を要さずに、契約期間にかかわらず契約を解除することができるものとします。 4. 前項の規定によりこの契約が解除された場合は、当社は加入者へ違約金として最大で利用料金の6ヶ月分を加入者に請求できるものとします。 5. 第3項の規定によりこの契約が解除された場合において、加入者は当社にその損失の補償を求めることができないものとします。</p>

旧						
<p>別表1 サービスの種類とその内容 1 岐阜県惠那市内向けサービス</p> <table border="1"> <tr> <th>付加サービスの解約にかかる費用</th> <th>サービス名</th> <th>解約費用</th> </tr> <tr> <td></td> <td>BS /110 度CSデジタル</td> <td>3,000円</td> </tr> </table> <p>ご契約1年未満の場合、ご契約1年以上の場合は掛かりません。</p>	付加サービスの解約にかかる費用	サービス名	解約費用		BS /110 度CSデジタル	3,000円
付加サービスの解約にかかる費用	サービス名	解約費用				
	BS /110 度CSデジタル	3,000円				

⇒

新						
<p>別表1 サービスの種類とその内容 1 岐阜県惠那市内向けサービス</p> <table border="1"> <tr> <th>付加サービスの解約にかかる費用</th> <th>サービス名</th> <th>解約費用</th> </tr> <tr> <td></td> <td>BS /110 度CSデジタル</td> <td>3,000円</td> </tr> </table> <p>ご契約1年未満の場合、ご契約1年以上の場合は掛かりません。</p>	付加サービスの解約にかかる費用	サービス名	解約費用		BS /110 度CSデジタル	3,000円
付加サービスの解約にかかる費用	サービス名	解約費用				
	BS /110 度CSデジタル	3,000円				

旧									
<p>別表1 サービスの種類とその内容 1 岐阜県惠那市内向けサービス</p> <table border="1"> <tr> <th>基本サービスの一時停止にかかる費用(最長1年)</th> <th>サービス内容</th> <th>インターネット接続(通信)</th> </tr> <tr> <td></td> <td>戸建て</td> <td>月額:500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>集合住宅</td> <td>一時停止不可</td> </tr> </table> <p>*一時停止できる期間は最長1年です。 *テレビ(放送)および光IP でんわの一時停止はできません。</p>	基本サービスの一時停止にかかる費用(最長1年)	サービス内容	インターネット接続(通信)		戸建て	月額:500円		集合住宅	一時停止不可
基本サービスの一時停止にかかる費用(最長1年)	サービス内容	インターネット接続(通信)							
	戸建て	月額:500円							
	集合住宅	一時停止不可							

⇒

新									
<p>別表1 サービスの種類とその内容 1 岐阜県惠那市内向けサービス</p> <table border="1"> <tr> <th>基本サービスの一時停止にかかる費用(最長1年)</th> <th>サービス内容</th> <th>インターネット接続(通信)</th> </tr> <tr> <td></td> <td>戸建て</td> <td>月額:1,950円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>集合住宅</td> <td>一時停止不可</td> </tr> </table> <p>*一時停止できる期間は最長1年です。 *テレビ(放送)および光IP でんわの一時停止はできません。</p>	基本サービスの一時停止にかかる費用(最長1年)	サービス内容	インターネット接続(通信)		戸建て	月額:1,950円		集合住宅	一時停止不可
基本サービスの一時停止にかかる費用(最長1年)	サービス内容	インターネット接続(通信)							
	戸建て	月額:1,950円							
	集合住宅	一時停止不可							

旧									
<p>別表1 サービスの種類とその内容 2 岐阜県安八郡輪之内町向けサービス</p> <table border="1"> <tr> <th>基本サービスの一時停止にかかる費用(最長1年)</th> <th>サービス内容</th> <th>インターネット接続(通信)</th> </tr> <tr> <td></td> <td>戸建て</td> <td>月額:500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>集合住宅</td> <td>一時停止不可</td> </tr> </table> <p>*一時停止できる期間は最長1年です。 *テレビ(放送)および光IP でんわの一時停止はできません。</p>	基本サービスの一時停止にかかる費用(最長1年)	サービス内容	インターネット接続(通信)		戸建て	月額:500円		集合住宅	一時停止不可
基本サービスの一時停止にかかる費用(最長1年)	サービス内容	インターネット接続(通信)							
	戸建て	月額:500円							
	集合住宅	一時停止不可							

⇒

新									
<p>別表1 サービスの種類とその内容 2 岐阜県安八郡輪之内町向けサービス</p> <table border="1"> <tr> <th>基本サービスの一時停止にかかる費用(最長1年)</th> <th>サービス内容</th> <th>インターネット接続(通信)</th> </tr> <tr> <td></td> <td>戸建て</td> <td>月額:1,950円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>集合住宅</td> <td>一時停止不可</td> </tr> </table> <p>*一時停止できる期間は最長1年です。 *テレビ(放送)および光IP でんわの一時停止はできません。</p>	基本サービスの一時停止にかかる費用(最長1年)	サービス内容	インターネット接続(通信)		戸建て	月額:1,950円		集合住宅	一時停止不可
基本サービスの一時停止にかかる費用(最長1年)	サービス内容	インターネット接続(通信)							
	戸建て	月額:1,950円							
	集合住宅	一時停止不可							